

大分県高齢者福祉課

平成27年4月20日発行

# O I T A かいごだより



## ●介護報酬改定に関するQ&A

厚生労働省が出している「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（平成27年4月1日）」を大分県のホームページに掲載しています。

内容を確認し、加算等の取扱いに間違いのないようご注意ください。

【ホームページ】平成27年度介護報酬改定について

<http://www.pref.oita.jp/site/144/27houshukaitei.html>

## ●介護職員処遇改善加算の届出について

平成27年4月から介護職員処遇改善加算の算定を受けようとする場合、平成27年度分の介護職員処遇改善計画書及び添付書類を提出しなければなりません。

前年度（平成26年度）と同等の加算区分（例：旧加算Ⅰ→新加算Ⅱ）を算定しようとする場合の提出期限及び提出方法は、次のとおりです。

### ◎平成27年4月30日（木）郵送（当日消印有効）

※前年度と同等の加算区分以外の算定を受けようとする場合（例：旧加算Ⅰ→新加算Ⅰ）又は新しく算定を受けようとする場合の提出期限（平成27年4月15日）は既に経過していますので、届出を受け付けることはできません。

詳細については下記のホームページをご覧ください。

【ホームページ】平成27年度介護職員処遇改善加算を算定予定の皆様へ

<http://www.pref.oita.jp/site/144/27syoguukaizenkeikakusyo.html>

## ●お泊まりデイサービスの届出について

「指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定め

### 【目次】

- 介護報酬改定に関するQ&A
- 介護職員処遇改善加算の届出について
- お泊まりデイサービスの届出について
- 介護支援専門員の更新手続について
- 介護保険施設の利用者負担等の見直しについて
- 食事による栄養摂取量の基準の全部改正について
- 介護保険最新情報について
- 県民安全・安心メールに登録を！

る条例（平成24年大分県条例第55号）」が改正され、通所介護事業所等の設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービス（介護保険制度以外の宿泊サービス）を提供している事業所について、利用者保護の観点から（事前）届出制が導入されました。

既に、宿泊サービスを提供している事業所については、平成27年4月から同年9月末までに各指定権者に届出を行わなければなりません。

届出書の様式は、下記のホームページに掲載しています。

**【ホームページ】 宿泊サービスを行う指定通所介護事業所の届出について**

<http://www.pref.oita.jp/site/818/otomaridei.html>

**●介護支援専門員の更新手続きについて**

介護保険法第69条の7第3項により、介護支援専門員証の有効期間は5年と定められており、有効期間満了を迎える方については、更新手続きが必要となります。更新手続きは、有効期間満了日の1年前から有効期間満了日までに行ってください。

有効期間満了日を経過した方が介護支援専門員の業務を行った場合には、資格が取り消されることとなります。

介護支援専門員証の更新を希望する方は、県の指定研修実施機関が実施する「更新研修」を受講・修了のうえ、更新に必要な手続きをとってください。

なお、更新研修は2～3か月程度を要するとともに、年に1、2回程度の開催となっていますので、計画的に受講してください。

また、研修後の更新申請の申請期限は、有効期間満了日の1年前から有効期間満了日までとなっていますのでご注意ください。

詳細については下記のホームページをご覧ください。

**【ホームページ】 介護支援専門員の資格更新について**

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/12300/kaigoshiensenmonin-koushin26.html>

**《お問い合わせ先》**

**【研修、研修修了証明書の問い合わせ先及び申込み先】**

大分県社会福祉介護研修センター TEL：097-552-6888

**【更新手続きの問い合わせ先及び提出先】**

大分県高齢者福祉課 介護保険推進班 TEL：097-506-2692、2696

## ●介護保険施設の利用者負担等の見直しについて

介護保険施設の利用者負担等の見直しが、平成27年度に行われます。対象施設や実施時期が異なるので、注意が必要です。

### 多床室における基準費用額の見直し

- 介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設の多床室の居住費負担が、光熱水費増への対応として、1日当たり50円引き上げられます。**(平成27年4月1日から)**  
これにより、第2～4段階の入所者については、1ヶ月(30日)当たり1,500円の負担増となります。(第1段階の入所者については、増加分について補足給付が支給されるため、本人の負担増はありません。)
- 介護老人福祉施設の多床室の入所者について、室料相当として、新たに1日当たり470円を自己負担することになります。**(平成27年8月1日から)**  
これにより、1ヶ月(30日)当たり14,100円の負担増となりますが、所得の低い第1～3段階の入所者については、補足給付が支給されるため、本人の負担増はありません。

	食費	ユニット型 個室	ユニット型 準個室	従来型個室 (特養等)	従来型個室 (老健・療養等)	多床室 (特養等)	多床室 (老健・療養等)
基準費用額	1,380	1,970	1,640	1,150	1,640	$320 + \beta + \alpha$	$320 + \beta$
負担限度額 (利用者負担 第3段階)	650	1,310	1,310	820	1,310	$320 + \beta$	$320 + \beta$
負担限度額 (利用者負担 第2段階)	390	820	490	420	490	$320 + \beta$	$320 + \beta$
負担限度額 (利用者負担 第1段階)	300	820	490	320	490	0	0

注1： $\beta$ については、直近の家計調査における光熱水費の額が現行の基準費用額・負担限度額を上回っていることを踏まえた見直しで、50円/日。

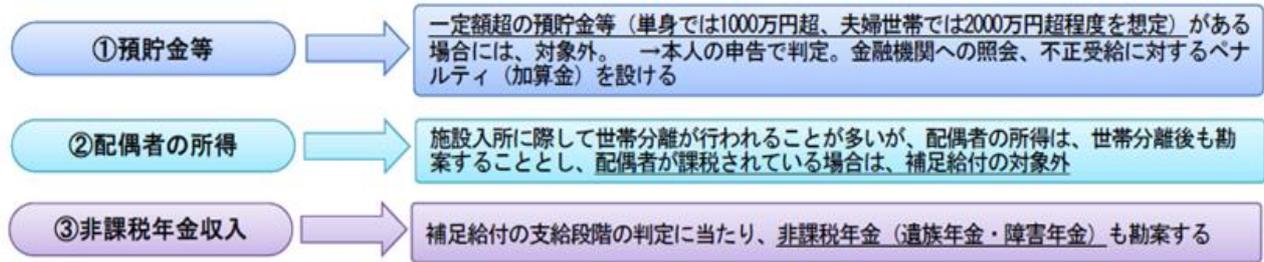
注2： $\alpha$ については、多床室の入所者に対して室料相当の負担を求めることに伴う見直しで、470円/日。(実施は平成27年8月から。)

### 補足給付の見直し(資産等の勘案)

補足給付(特定入所者介護(予防)サービス費)は、福祉的な性格や経過的な性格を有する制度であり、預貯金を保有するにもかかわらず、保険料を財源とした給付が行われることは不公平であ

ることから、資産を勘案する等の見直しが行われます。

### <見直しの内容>



①、②：平成27年8月施行、③：平成28年8月施行

なお、補足給付見直しに伴う既入所者の配慮等について、関係団体の長あてに、厚生労働省老健局長名で協力依頼文が送付されていますので、ご注意ください。

### 【依頼内容】

#### 1. 支給申請手続への協力

- 要介護者が特定入所者介護（予防）サービス費の支給を保険者に申請する際の手続※の説明
- 保険者への申請書及び添付書類の提出の代行
- その他、要介護者の負担を軽減しつつ適切な申請が行われるために必要な対応

#### ※申請する際の手続

- ・新たに資産要件等の記入欄を設けた申請書への記入
- ・保険者が預貯金等に係る金融機関調査を行うための同意書への記入
- ・預貯金等の通帳の写しの添付

#### 2. 負担増の激変緩和の配慮措置

今回の支給要件の見直しに伴い、利用者負担第4段階と判定されて、平成27年8月1日以降食費・居住費の自己負担が増額となる者が生じることが想定される。負担増の激変緩和を図る観点から、各施設の判断により、食費・居住費の額を基準費用額を上限として設置する等の配慮措置を講じていただくよう、検討をお願いします。

※判別方法…このような既入所者を判別する方法としては、保険者が発行する特定入所者介護（予防）サービス費の不支給決定通知における理由欄の確認等が考えられる。

詳細については下記のホームページをご覧ください。

### 【ホームページ】介護保険最新情報

<http://www.pref.oita.jp/site/144/saishinjyoho.html>

→ vol.459 「特定入所者介護（予防）サービス費の見直しに伴う既入所者への配慮等について」周知について（協力依頼）

## ●食事による栄養摂取量の基準の全部改正について

食事摂取基準は、国民の健康の保持増進を目的に定められているもので、最新の科学的根拠や調査研究等の状況を踏まえ、5年に一度改正されています。

今般、平成27年4月1日から32年3月31日までに適用される「日本人の食事摂取基準」（2015年版）が公布されました。

この基準は、主に市町村や健診機関等における栄養指導や、給食施設における給食の栄養基準作成のための基礎資料として活用されるものですので、ご注意ください。

### 【主な改定内容】

- 策定目的に、生活習慣病の発症予防とともに「重症化予防」を加えたこと。
- エネルギーについて、指標に「体格（BMI）」を採用したこと。
  - ・エネルギーの摂取量及び消費量のバランス（エネルギー収支バランス）の維持を示す指標として、体格（BMI：body mass index）を採用。
  - ・成人期を3つの区分に分け、目標とするBMIの範囲を提示。肥満とともに、特に高齢者では低栄養の予防が重要。
- 生活習慣病の予防を目的とした「目標量」を充実したこと。
  - ・ナトリウム（食塩相当量）について、高血圧予防の観点から、男女とも値を低めに変更。  
18歳以上男性：2010年版 9.0g/日 未満 → 2015年版 8.0g/日 未満  
18歳以上女性：2010年版 7.5g/日 未満 → 2015年版 7.0g/日 未満
  - ・小児期からの生活習慣病予防のため、食物繊維とカリウムについて、新たに6～17歳における目標量を設定。

詳細については下記のホームページをご覧ください。

### 【ホームページ】日本人の食事摂取基準〈厚生労働省〉

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/eiyuu/syokuji\\_kijyun.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/eiyuu/syokuji_kijyun.html)

## ●介護保険最新情報について

厚生労働省が発行する「介護保険最新情報（平成25年度発行分以降）」を大分県のホームページに掲載しています。

介護保険に関する最新の情報が掲載されていますので、随時ご確認ください。

### 【ホームページ】介護保険最新情報

<http://www.pref.oita.jp/site/144/saishinjyoho.html>

## ●県民安全・安心メールに登録を！

大分県では、大雨や洪水などの気象警報や津波警報・注意報、避難勧告・指示といった防災メール情報のほか、県からの緊急情報、光化学オキシダント情報、食中毒注意報等を、携帯電話やパソコンへ電子メールでお知らせしています。

メールの登録料・情報料は無料です（ただし、携帯端末などをご利用の場合は、電子メールの送受信やウェブサイトの閲覧時には別途通信費用が発生します。）。

まだ登録がお済みでなければ、この機会に登録をご検討ください。

登録方法等の詳細は、下記のホームページをご覧ください。

### 【ホームページ】 県民安全・安心メール

<http://www.bousai-oita.jp/pc/index.html>